

(目的)

第1条 この要綱は、民間団体等が行う地域のこどもたちへの食事と交流の場（以下「こども食堂」という。）を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、こども食堂の開催に加え、こどもやその保護者へ、こども食堂で調理又は用意した弁当や食材を配布する取組（以下「配食」という。）及びこどもの自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげるこども食堂の取組を支援する大田区こども食堂推進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、こども食堂とは、地域のこどもたちに無料又は低額で食事の提供を行う場所であり、地域のこども、その保護者又は地域住民等が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供とともに、参加者が互いに交流をする場を設ける取組のことをいう。

(補助対象者)

第3条 本事業による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区内において次に掲げる要件を全て満たすこども食堂を運営し、又は配食・宅食を行う団体等とする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 第4条に規定する補助対象事業を実施するに当たり、継続的な実施が可能であることが見込まれること。
- (3) 政治活動及び宗教活動並びに利用者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。
- (4) 営利目的の活動を行わないこと。ただし、こども食堂を実施する場所において、こども食堂を利用しない者に飲食の提供を行う場合は、この限りでない。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) 暴力団（大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体ではないこと。
- (7) 団体の代表者及び構成員が、暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、こども食堂又は配食・宅食を実施する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的にこども食堂を実施すること。ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りでない。
- (2) 1回当たり10名以上のこどもとその保護者（以下「参加者」という。）が参加できる規模で開催すること。ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りでない。
- (3) 事業実施時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (4) 事業の規模に応じて、必要なスタッフ体制を確保すること。
- (5) 提供する食事については、原則としてこども食堂等のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスの良いものとする。
- (6) 大田区社会福祉協議会が事務局を務める「こども食堂連絡会」に年1回以上参加すること。
- (7) 補助対象者は、こども食堂の開催時や配食・宅食の際には、参加者に対し、こども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、参加者の生活状況を把握して相談に応じ、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげる。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子ども家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。
- (8) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、補助対象者が判断すること。
- (9) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。

- (10) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
 - (11) 参加者の食物アレルギーの有無を確認すること。食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。
 - (12) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。
- 2 補助対象事業の数は、1の補助対象者につき1事業とする。
 - 3 団体の代表者、役員等の構成員、活動内容、活動場所等を勘案し、実質的に同一の団体と区長が認めた団体は、この要綱の適用においては、当該複数の団体を1の補助対象者とみなす。

（事業の実施場所）

第5条 こども食堂の実施場所については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施場所が大田区内であること。
- (2) 食事の提供前後に、交流をすることができるスペースを確保できること。ただし、配食や宅食の実施場所については、この限りでない。
- (3) 宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施することが望ましい。

（事業実施に当たっての留意点）

第6条 補助対象者は、こども食堂を実施するに当たり、次に挙げる事項に留意しなければならない。

- (1) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理には万全を期すこと。
- (2) 食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。また、発生時には速やかに区に報告すること。
- (3) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、人件費、補助対象者の団体運営に要する経費及び補助対象経費とすることが適当でない区長が認める経費については、補助対象外とする。

（補助金の額）

第8条 補助基準額は、1団体当たり年額170万円を上限とし、内訳は次のとおりとする。

- (1) こども食堂の開催
1団体当たり月額4万円×12月
 - (2) 配食・宅食による取組
1団体当たり年額72万円を上限とする。
 - (3) 新たなこども食堂の立上げ及び支援の拡充
 - ア こども食堂を設立してから1年を経過していない団体であって、かつ、「大田区こども食堂推進事業」に基づく補助金の交付申請を初めて行う補助対象者 補助上限を50万円とし、別表第1に定める対象経費の補助率は50%とする。
 - イ こども食堂を設立して1年以上を経過した団体または、「大田区こども食堂推進事業」に基づく補助金の交付決定を受けたことがある補助対象者 補助上限を20万円とし、別表第1に定める対象経費の補助率は20%とする。
- 2 区長は、予算の範囲内において、補助基準額又は補助対象経費（補助事業において参加費等を徴収している場合は、その額を控除した額とする。）のいずれか低い額を補助金として交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、国、都、その他地方公共団体又はこれらに準ずる団体による同種の補助金の交付を受ける場合における補助金の額は、前項の規定に基づく補助金額から当該補助金の額を控除した額とする。

（補助対象期間）

第9条 補助対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大田区こども食堂推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 大田区こども食堂推進事業補助金 活動計画書(別記第1号様式-2)
- (2) 大田区こども食堂推進事業補助金 所要額内訳書(別記第1号様式-3)
- (3) 団体の定款又は会則
- (4) 構成員名簿
- (5) 団体の概要、活動状況がわかるもの(事業計画書・事業報告書・予算書・決算書)
- (6) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第11条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類の審査を行うこととし、適当と認めるときは、交付を決定するとともに、大田区こども食堂推進事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請をした補助対象者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 区長は、前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付を決定するに当たっては、その申請に係る当該補助対象事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
- 4 区長は、補助金を交付できないものと決定したときは、大田区こども食堂推進事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、同条第1項の通知を受けたときは、大田区こども食堂推進事業補助金交付請求書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 区長は、前条に規定する請求があったときは、審査の上、補助金を概算払いするものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 区長は、補助事業者に、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれを付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 補助事業者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- (3) 補助事業者が補助対象事業に要する経費(補助金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

(承認事項)

第15条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理につい

て適切な指示をしなければならない。

(状況報告等)

第17条 区長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況に関し報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、補助事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(遂行命令等)

第18条 区長は、補助事業者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助対象事業の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第23条第1項第3号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告書の提出)

第19条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、定められた期限までに大田区子ども食堂推進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 大田区子ども食堂推進事業補助金 活動報告書（別記第5号様式-2）

(2) 大田区子ども食堂推進事業補助金 所要額内訳書（別記第5号様式-3）

(3) 補助対象経費の支出を証明する書類

(4) 活動実績がわかるもの（開催チラシ等）

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第20条 区長は、前条の実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区子ども食堂推進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第21条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(補助金の精算)

第22条 補助事業者は、第21条の規定により金額確定通知を受領したときは、速やかに大田区子ども食堂推進事業補助金精算書（別記第7号様式）を区長へ提出しなければならない。

2 前項による精算の際、既に概算交付した額に過払いが生じたときは、補助事業者は定められた期限までにこれを返納しなければならない。

3 第1項による精算の際、既に概算交付した額が満たないときは、補助金の追加交付の請求をうけ、区長は、予算の範囲内において補助基準額を上限に追加交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第23条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用

があるものとする。

(補助金の返還)

第24条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第25条 区長は、前条の規定により、補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対し、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させることとする。

2 区長は、前項の場合において、前条の規定による期限(以下「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させることとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第26条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第27条 第25条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第28条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の整備等)

第29条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を整備し、当該事業の属する会計年度終了後5年間は保管しなければならない。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、実施状況について現地調査等を行うことができる。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉支援担当部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本要綱において同日までに補助金の交付の決定を受けた申請者については、引き続き効力を有する。

(令和6年度における特例)

3 令和6年度における第4条第3項の規定の適用については、同項中「当該複数の団体」とあるのは、「当該複数の団体の全部又は一部」とする。

4 令和6年度における第8条第1項第3号の規定の適用については、令和6年7月26日前に支出したものに限り、同号ア中「50%」とあるのは「100%」と、同号イ中「20%」とあるのは「100%」とし、「20万円」とあるのは「50万円」とする。

別表第1（第8条関係）

活動内容	項目	対象経費
こども食堂の開催 配食・宅食による取組	需用費	事業に利用する消耗品費、案内のためのパンフレット等印刷物、光熱水費、食材費、車両の燃料費、配食・宅食及び食中毒防止対策・感染防止対策等に必要な経費 ※光熱水費について、自宅、店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	役員費	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費は含まない） ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	使用料及び賃借料	会場の賃料、車両の賃借料 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
新たなこども食堂の立上げ及び支援の拡充	設備整備費	こども食堂の新規立上げ又は支援拡充に必要となる備品、会場整備費等 ※備品とは、申請事業の目的達成のために必要不可欠であり、継続使用を前提とした物品とする。

別記

第1号様式

（第10条関係）

第2号様式

（第11条関係）

第3号様式

（第11条関係）

第4号様式

（第12条関係）

第5号様式

（第19条関係）

第6号様式

（第20条関係）

第7号様式

（第22条関係）